

議案第 15 号

市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について

市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 9 月 7 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例（平成 5 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、市川市長の選挙における法」を「、法」に、「並びに市川市議会
議員及び市川市長の選挙における」を「及び」に改める。

第 7 条中「(市川市長の選挙における候補者に限る。第 9 条及び第 10 条にお
いて同じ。)」を削り、「同条」を「第 10 条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市川
市議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期

日を告示された市川市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

理 由

公職選挙法の改正を踏まえ、市川市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成に要する費用の公費負担について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。